1 担 当 課 上下水道課(水工)

2 施行番号 契水工 第 1 号

3 事業名 宇連浄水場ろ過水量調節機(No.2)取替工事

4 事業場所 上矢作町

5 事業概要 緩速ろ過池用手動式水量調節機 N=1基(取替含む)

6 工 期 令和 5年 4月14日 ~ 令和 6年 2月29日

7 請負代金額 3,465,000 円

8 契約締結日 令和 5年 4月14日

9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市中村区藤江町三丁目 1 6 3 番地

名称 (株)磯村 名古屋営業所 所長 河井 克至

10 契約相手方の選定理由 167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

随意契約とする理由

地方自治会施工令第167条の2第1項第2号

・その性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき。

宇連浄水場の緩速ろ過池のろ過水量調節機2基のうち1基において、稼働せきが腐食し稼働不可となったため更新が必要となった。この調節機は昭和58年頃に設置30年以上経過しその他の部分も腐食が進んでおり、部分的な交換修繕が出来ないため、調節機すべての交換が必要である。

このろ過水量調節機は、株式会社磯村の特殊製品であり、他社製品では配管やろ過 池構造など改修する必要があるため、費用・工期が増加することから競争入札に適さ ず、今回既設と同一社同等製品に取り替えるよう株式会社磯村と随意契約を締結した い。

1 担 当 課 上下水道課(水工)

2 施行番号 契水工 第 2 号

3 事業名 小野川浄水場膜モジュール更新工事

4 事業場所 東野

5 事業概要 膜モジュール更新 N=2本

6 工 期 令和 5年 5月 1日 ~ 令和 5年11月30日

7 請負代金額 2,420,000 円

8 契約締結日 令和 5年 5月 1日

9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市中川区広住町5番22号

名称 (株)フソウ 名古屋支店 支店長 赤松 淳平

10 契約相手方の選定理由 167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

下記の理由により随意契約を行います。

1. 関係法令

地方自治法 167条の2第1項第2号 性質又は目的が競争入札に適さない。

2. 随意契約理由

小野川浄水場の膜ろ過設備は、(株) フソウ独自の膜ろ過設備であり、設備の設計、製造、設置を行った(株) フソウでしか更新工事を行うことができないため

3. 見積方法

1 社見積

4. 入札方法

特別な随意契約 紙入札1社

1 担 当 課 都市整備課

2 施行番号 契建都 第 27 号

3 事業名 中央公園整備付帯工事

4 事業場所 恵那市大井町

5 事業概要 公園整備1式、擁壁工1式

6 工 期 令和 5年 5月19日 ~ 令和 5年 7月28日

7 請負代金額 4,576,000 円

8 契約締結日 令和 5年 5月19日

9 契約相手方 住所 岐阜県恵那市大井町1202-4

名称 セントラル建設(株)

代表取締役 阿部 護

10 契約相手方の選定理由 167条の2第1項第6号 競争入札が不利な場合に該当

施工番号 契建都第27号

件 名 中央公園整備付帯工事

施工場所 恵那市大井町地内

施工期間 令和5年5月19日から令和5年7月28日

相 手 先 セントラル建設(株)

随意契約理由

本工事は、令和4年度契建都第26号中央公園整備工事と密接に関連する付帯 工事であり、本体工事受注者に履行させることが有利である。

以上のことから、契建都第26号の受注者であるセントラル建設(株)と随意契約したい。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号 競争入札が付することが不利 と認められるとき

1 担 当 課 建設課

2 施行番号 契建設 第 38 号

3 事業名 寺田石山線小段排水整備工事

4 事業場所 笠置町姫栗

5 事業概要 小段排水整備一式

6 工 期 令和 5年 5月26日 ~ 令和 5年 6月30日

7 請負代金額 2,563,000 円

8 契約締結日 令和 5年 5月26日

9 契約相手方 住所 岐阜県恵那市長島町中野上沼36-5

名称 恵中建設(株)

代表取締役 鈴木 恭彦

10 契約相手方の選定理由 167条の2第1項第5号 緊急の場合に該当

施行番号 契建設第38号

事業名称 寺田石山線小段排水整備工事

随意契約理由

小段排水に土砂が堆積し越水により法面崩壊を誘発した。大雨の際に増破の恐れがあるため緊急に土砂撤去する必要がある。

上記理由により地方自治法第 167 条の 2 第 1 項第 5 号「緊急の場合」に該当するため、早急な対応が可能な恵中建設(株)と契約締結する。

1 担 当 課 環境課

2 施行番号 契水環 第 55 号

3 事 業 名 エコセンター恵那 RDF脱臭炉耐火物修繕

4 事業場所 エコセンター恵那

5 事業概要 耐火物および部品の撤去、先端リングの取付、耐火物の取替、 足場組立。

期 令和 5年 5月31日 ~ 令和 5年 8月31日

7 請負代金額 14,300,000 円

6 I

8 契約締結日 令和 5年 5月31日

9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市西区名駅2-27-8

名称 メタウォーター(株) 営業本部 中日本営業部 部長 粂田 貴史

10 契約相手方の選定理由 167条の2第1項第5号 緊急の場合に該当

別紙「随意契約理由書」添付

契約の適用法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号(緊急の場合)

契約の相手方

氏 名 メタウォーター (株) 中日本営業部 部長 粂田 貴史

住 所 名古屋市西区名駅二丁目 27番8号

理由

エコセンター恵那の RDF 脱臭炉の頭頂部の耐火物が大きく剥落し脱臭炉本体に重大な損傷の恐れがあるため緊急修繕を行う。このままの状態が続けばごみ処理過程における脱臭が出来ずに周辺環境に悪影響を与え、周辺住民の健康を損ねる恐れがあるため早急な対応が必要である。

脱臭炉については日頃からメタウォーター(株)が整備を担当しており、今回の修繕工事についても当該事業者が早急に対応可能であるとの回答を得た。修繕にはこれまでの整備経過や図面などの情報が必要なため当該事業者でなければ早期復旧は技術的に不可能である。

以上の理由により、上記事業者と随意契約を締結する。

1 担 当 課 環境課

2 施行番号 契水環 第 57 号

3 事業名 エコセンター恵那 ごみクレーン点検整備工事

4 事業場所 エコセンター恵那

5 事業概要 年次点検・整備 クレーン台数 2基、新規バケット交換 2台

6 工 期 令和 5年 5月31日 ~ 令和 6年 3月31日

7 請負代金額 21,120,000 円

8 契約締結日 令和 5年 5月31日

9 契約相手方 住所 岐阜県不破郡関ケ原町大字関ケ原2067

名称 関ケ原ゼネラル・サービス(株)

代表取締役 矢橋 英明

10 契約相手方の選定理由 167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙「随意契約理由書」添付

契約の適用法令

167条の2の1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

契約の相手方

氏 名 関ヶ原ゼネラル・サービス株式会社 代表取締役 矢橋 英明

住 所 岐阜県不破郡関ケ原町大字関ケ原2067番地

理由

- 1) 本施設のクレーンは関ヶ原ゼネラル・サービス㈱が、設計、製作、設置、調整を行っている特殊製品である。
- 2) 関ヶ原ゼネラル・サービス㈱には製作時の図面がすべて整っているため、部 品や機器の交換時の手配が最短で可能である。
- 3) 関ヶ原ゼネラル・サービス㈱製クレーンである為、設計思想及び機器に対して精通しており、早急な対応が可能である。
- 4) 関ヶ原からエコセンター恵那までは車で約1時間半の距離であり、最短復帰が出来る体制を整えている。
- 5) 関ヶ原ゼネラル・サービス㈱には大型機械加工設備(NC 中操り加工機、門幅 3m 5 面加工機等)が整っており、大型機器の対応が可能である。
- 6) エコセンター恵那の過去の修繕記録等をメンテナンス情報として把握しているため、短・長期の機器保全管理が可能である。

以上の事から、今回行うごみクレーンの点検整備は、限られた時間内で過去の点検整備状況との比較や診断等を行うもので、技術情報やメンテナンスデータの蓄積及び作業を熟知している関ヶ原ゼネラル・サービス㈱以外では困難であることから、この業者を随意契約の相手方とするもの。

1 担 当 課 環境課

2 施行番号 契水環 第 63 号

3 事業名 リサイクルセンター投入エプロンコンベア等修繕

4 事業場所 恵那市リサイクルセンター

5 事業概要 本体フレーム、減速機、スプロケット、チェーン、カバー取替

6 工 期 令和 5年 5月31日 ~ 令和 5年 8月31日

7 請負代金額 5,280,000 円

8 契約締結日 令和 5年 5月31日

9 契約相手方 住所 愛知県大府市横根町惣作208

名称 (株)新居浜鉄工所

代表取締役 森實 建介

10 契約相手方の選定理由 167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙「随意契約理由書」添付

契約の適用法令

167 条の2 の1項第2 号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

契約の相手方

氏 名 株式会社 新居浜鐡工所 代表取締役工場長 森實 建介

住 所 愛知県大府市横根町惣作208番地

理 由

- 1) 本施設の投入エプロンコンベアフレームは㈱新居浜鐡工所が、設計、製作、設置、調整を行っている特殊製品である。
- 2) ㈱新居浜鉄工所には製作時の図面がすべて整っているため、部品や機器の交換時の手配が最短で可能である。
- 3) ㈱新居浜鐡工所製破砕機であるため、設計思想及び機器に対して精通しており、早急な対応が可能である。
- 4) ㈱新居浜鐡工所は県外にあるが恵那リサイクルセンターの復旧には最短で作業ができる 体制を整えている。
- 5) ㈱新居浜鐡工所には機械の在庫があり、緊急時の即時対応が可能である。
- 6) 恵那リサイクルセンターの過去の修繕記録等をメンテナンス情報として把握しているため、短・長期の機器保全管理が可能である。

以上の事から、今回行う投入エプロンコンベアフレーム修繕は、限られた時間内での修繕、 前年度の点検等の状況を比較・診断を行い、技術情報やメンテナンスデータの蓄積及び作業 を熟知している(株)新居浜鉄工所以外では困難であることから随意契約を行う。

1 担 当 課 環境課

2 施行番号 契水環 第 66 号

3 事業名 リサイクルセンター破砕機破砕刃交換点検等修繕

4 事業場所 恵那市リサイクルセンター

5 事業概要 部品交換:破砕刃 21枚、スペーサ 25枚、ベアリング 2個 、ダストシール 2個

6 工 期 令和 5年 5月31日 ~ 令和 5年12月28日

7 請負代金額 5,500,000 円

8 契約締結日 令和 5年 5月31日

9 契約相手方 住所 愛知県大府市横根町惣作208

名称 (株)新居浜鉄工所

代表取締役 森實 建介

10 契約相手方の選定理由 167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙「随意契約理由書」添付

契約の適用法令

167条の2の1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

契約の相手方

氏 名 (株)新居浜鐡工所 代表取締役工場長 森實 健介

住 所 愛知県大府市横根町惣根 208 番地

理由

- 1) 本施設の破砕機は(株)新居浜鐡工所が、製作・設置・調整を行っている特殊機器である。
- 2) 当該破砕機は(株)新居浜鐡工所製の破砕機であるため、設計思想及び機器 に対して精通しており、早急な対応が可能である。
- 3) 市内・県内に営業所や代理店がないため、遠方ではあるが、最短復帰が出来る体制を整えている。
- 4) (株) 新居浜鐡工所には破砕刃の在庫があり、緊急時の即時対応が可能である。
- 5) エコセンター恵那の過去の修繕記録等をメンテナンス情報として把握しているため、短・長期の機器保全管理が可能である。

以上の事から今回行う破砕刃の交換及び点検等整備修繕は、限られた時間内での修繕、 前年度の点検等の状況を比較・診断を行い、技術情報やメンテナンスデータの蓄積及び 作業を熟知している(株)新居浜鐡工所以外では困難であることからこの事業者と随意 契約を行うものである。

1 担 当 課 生涯学習課

2 施行番号 契教生 第 40 号

3 事業 名 地下貯蔵タンク流出防止対策修繕工事

4 事業場所 長島町

5 事業概要 鋼製地下タンクFRPライニング修繕 一式

6 工 期 令和 5年 6月 1日 ~ 令和 5年 7月31日

7 請負代金額 3,169,910 円

8 契約締結日 令和 5年 6月 1日

9 契約相手方 住所 岐阜県瑞浪市樽上町1-24

名称 昭和建物管理(株) 東濃支店

執行役員支店長 冨田 和久

10 契約相手方の選定理由 167条の2第1項第5号 緊急の場合に該当

別紙理由書のとおり

- ●地方自治法施行令 167条の2の1項第5号(緊急の場合に該当)
- ・消防法に基づく消防用設備等の点検を実施した結果、昭和59年1月13日に 完成した恵那文化センターの地下貯蔵タンクは、流出防止対策をしなければ 使用出来なくなることが判明した。
- ・この地下貯蔵タンクは冷暖房の使用に影響を与えるため、本格的に冷房を使用 する夏場以前に工事を完成させ、施設利用者への影響を最小限にすることが 望ましい。
- ・上記の理由から緊急に対応する必要があるため、令和4年10月1日から令和7年9月30日まで建物整備・衛生管理業務を委託している委託予定業者は、当センターの開館日は技術職員(法律に基づく有資格者)を常駐させているため施設の構造や管理を熟知しており、他の業者より設計にかかるコストや人件費の削減が期待出来、かつ速やかに工事を着工することが出来る。

【予定委託業者】

瑞浪市樽上町一丁目 24 番地 昭和建物株式会社 東濃支店 支店長 冨田 和久

1 担 当 課 環境課

2 施行番号 契水環 第 71 号

3 事業名 藤花苑機械器具点検修繕

4 事業場所 恵那市武並町藤 藤花苑

5 事業概要 IZ循環ポンプ(A)の部品取替修繕と点検、し渣除去スクリーン の部品取替修繕と点検、計装機器の部品取替修繕と点検、脱臭

塔用活性炭の取替

6 工 期 令和 5年 6月15日 ~ 令和 6年 3月13日

7 請負代金額 17,820,000 円

8 契約締結日 令和 5年 6月15日

9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市中村区名駅南1-24-30

名称 日立造船(株) 中部支社

支社長 朝枝 政利

10 契約相手方の選定理由 167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

地方自治法第167条の2第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適しない場合)

当施設は、平成8年にアタカ工業株式会社が受注し、設計及び施工を行った施設で、膜分離 高負荷脱窒素処理設備(IZX処理)など特殊技術や設備が多数存在する施設です。

I Z循環ポンプ等の点検修繕には特殊な知識と技術が必要で、設計施工を行ったアタカ工業株式会社の知識、特殊技術を要するため、アタカ工業株式会社の技術を引き継ぐ日立造船株式会社を契約の相手方とするものです。

アタカ工業株式会社

- ・平成18年、大機エンジニアリングと合併しアタカ大機株式会社に社名変更
- ・平成26年、親会社である日立造船株式会社と合併

1 担 当 課 環境課

施行番号 契水環 第 72 号

藤花苑設備機器修繕工事 3 事 業 名

事業場所 恵那市武並町藤 藤花苑

焼却設備の流動砂取替、各所清掃点検整備、焼却炉耐火材補修 、熱交換器補修工事及び電気制御盤の部品取替修繕工事 事業概要 5

令和 5年 6月15日 ~ 令和 6年 3月13日 6 I 期

7 請負代金額 19,470,000 円

8 契約締結日 令和 5年 6月15日

9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市中村区名駅南1-24-30

> 名称 日立造船(株) 中部支社

> > 支社長 朝枝 政利

10 契約相手方の選定理由 167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

地方自治法第167条の2第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適しない場合)

当施設は、平成8年にアタカ工業株式会社が受注し、設計及び施工を行った施設で、膜分離 高負荷脱窒素処理設備(IZX処理)など特殊技術や設備が多数存在する施設です。

焼却施設等の点検修繕には特殊な知識と技術が必要で、設計施工を行ったアタカ工業株式会社の知識、特殊技術を要するため、アタカ工業株式会社の技術を引き継ぐ日立造船株式会社を契約の相手方とするものです。

アタカ工業株式会社

- ・平成18年、大機エンジニアリングと合併しアタカ大機株式会社に社名変更
- ・平成26年、親会社である日立造船株式会社と合併

1 担 当 課 環境課

2 施行番号 契水環 第 73 号

3 事業名 えな斎苑火葬炉等設備補修工事

4 事業場所 東野えな斎苑

5 事業概要 火葬炉オーバーホール工事(4号炉)、飛灰集塵機ルーツブロ ワオーバーホール工事、表示システム更新工事

6 工 期 令和 5年 6月15日 ~ 令和 6年 3月31日

7 請負代金額 25,850,000 円

8 契約締結日 令和 5年 6月15日

9 契約相手方 住所 富山県富山市奥田新町 1 2 - 3

名称 (株)宮本工業所

代表取締役 宮本 芳樹

10 契約相手方の選定理由 167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

水環第73号 えな斎苑火葬炉等設備補修業務

随意契約理由書

えな斎苑の火葬炉は、株式会社宮本工業所によって設計・施工されたものであ り、機械類の保守管理も同事業者と契約している。

火葬場は年中無休で稼働しているため、詳細かつ速やかに補修を行うには現 状を熟知している同事業者が適切であるため、株式会社宮本工業所と契約する。